

# 令和7年度 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

## 待機児童対策にかかる岡山市放課後児童健全育成事業費補助金

### ●対象事業者

- 届出済民間事業者

### ●主な要件

- 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の届出を岡山市に行っていること
- 事業所に在籍する児童のおおむね50%以上が、現に待機が発生もしくは待機が見込まれる小学校（下表参照）の児童であること
- 保護者負担金の額が市立クラブのおおむね2倍を超えないものであること
- 事業所（※）当たりの利用児童数が10人以上であること
- 当該事業に対して、放課後児童健全育成事業費補助金等の交付を受けていないこと

※事業所とは放課後児童健全育成事業が実施される場所を指し、同一敷地内で実施されるものを1事業所とします。

### 【主な要件②の関連】対象となる小学校とは

令和7年度に対象となる小学校は、下表のとおりです。事業所に在籍する児童のおおむね50%以上が下表の小学校の児童であることが要件となります。

行政区	小学校
北区	横井、御野、御南、陵南、庄内、石井、鯉山、加茂、伊島、津島、大元、西、鹿田
中区	富山、平井、旭操、操南、操明、財田、三勲、幡多
東区	芥子山
南区	福島、福浜、第二藤田、妹尾、芳泉、南輝

※網掛けの学区は新規受付を終了しています。

※補助申請額等が予算額又は必要数に達した時点で申請の受付を終了します。

### 【主な要件③の関連】保護者負担金の額が市立クラブのおおむね2倍を超えないものとは

保護者負担金の額については、児童1人当たりの年間の総額を年間の事業所開所時間数で割った1時間あたりの金額で比較します。

$$\frac{\text{児童1人当たりの年間の保護者負担金総額}}{\text{年間の事業所開所時間数}} = \frac{\text{1時間あたりの保護者負担金額}}{\text{(市立クラブは100円/時間)}}$$

詳細は裏面をご覧ください

## ●主な補助事業

補助事業		補助基準額（年額）
1	基本分	1事業所あたりの利用児童数×26,000円 ※利用児童数は所定の方式により、1日当たりの人数で算出する。
2	常勤支援員配置加算	常勤支援員を2名以上配置した場合 1支援単位あたり1,684,000円
3	人員確保支援加算	人員確保のために有料広告を利用した場合 1事業所あたり300,000円
4	Wi-Fi環境整備加算	児童の学習に必要なWi-Fi環境を整備した場合 1事業所あたり在籍児童60人毎60,000円
5	障害児受入推進事業	障害のある児童を受け入れ、その受け入れに必要となる専門的知識等を有する支援員等を配置した場合 1支援単位あたり2,059,000円
6	運営支援事業	賃貸借物件で放課後児童健全育成事業を実施する場合 1事業所あたり3,374,000円
7	送迎支援事業	バス等による送迎を行う場合 1事業所あたり536,000円
8	処遇改善事業	平日18時半を超えて開所し、運営指針に規定する育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合 1事業所あたり1,678,000円
9	キャリアアップ処遇改善事業	支援員に対して賃金の改善を行っている場合 1事業所あたり526,000円
10	処遇改善事業(9,000円相当賃金改善)	職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行っている場合 常勤職員1人あたり132,000円
11	ICT化推進事業	業務のICT化またはオンライン研修の受講に必要なシステムの導入を行う場合 1事業所あたり500,000円
12	性被害防止対策にかかる設備等支援事業	子どものプライバシー保護のためパーテーション等を設置する場合 1事業所あたり75,000円

※3, 11, 12以外の補助事業について、実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合は、上記計算により得た額に「実施月数÷12」を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

※上記のほか、ICT化推進加算、長期休暇支援加算があります。詳細は実施要綱及び交付要綱をご確認ください。

放課後児童健全育成事業の届出や補助金の申請をご検討の場合は、下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

岡山市岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課放課後児童対策係

TEL:086-803-1589 FAX:086-803-1718

E-mail:jidouk@city.okayama.jp



地域子育て支援課ホームページ